

寒川町告示第 24 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止したので、同条第 3 項の規定において準用する、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 8 年 3 月 25 日から 2 週間、縦覧に供する。

路線番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
02061	一之宮 61 号線	一之宮五丁目 一之宮五丁目	2890 番 1 地先 2873 番 3 地先	
02066	一之宮 宮山 66 号線	一之宮五丁目 宮山	2795 番 地先 3455 番 1 地先	
02069	一之宮 69 号線	一之宮五丁目 一之宮五丁目	2831 番 地先 2838 番 地先	
02070	一之宮 70 号線	一之宮五丁目 一之宮五丁目	2813 番 1 地先 2815 番 1 地先	
02101	一之宮 101 号線	一之宮五丁目 一之宮五丁目	2899 番 地先 2934 番 1 地先	
09021	宮山 21 号線	宮山 宮山	4405 番 2 地先 4386 番 地先	
09024	宮山 24 号線	宮山 宮山	3405 番 1 地先 4490 番 1 地先	

令和 8 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄